

ボートレース浜名湖 特別観覧施設「ROKU^{ロク}浜名湖」使用要領

1. 施設名称

特別観覧施設「ROKU^{ロク}浜名湖」(浜名湖ボートレース企業団事務所1階)

※ROKU^{ロク}浜名湖とは、ボートレース事業の拡充と地域への貢献を目的として設置した特別観覧施設です。周辺地域のコミュニティの場としてご活用いただくことにより、より地域に密着したボートレース場を目指します。

2. 使用目的

各種団体やグループ等による研修やセミナー、各種発表会、イベント、会合等にご使用いただけます。ただし、別表に掲げるものは、使用できません。

3. 使用可能人数

10名～60名以下

4. 使用可能日時

原則としてボートレース浜名湖でのレース開催日に使用可能です。ただし、ボートレース浜名湖の予定によって使用できない場合があるため、予約時にご確認ください。

ROKU^{ロク}を使用できる時間は、午前10時から午後5時30分までとなり、4時間を限度とします。ただし、特別な理由がある場合には時間を延長して貸し出しますので、事前にお問い合わせください。

5. 設備等

①室内面積

348㎡(屋外テラス部分124㎡含む。)

②設備・備品等

- ・照明
- ・エアコン
- ・映像・音響設備
- ・調理設備(水道設備、冷蔵庫、電磁調理器を含む。)
- ・勝舟投票券発売及び払戻設備※ボートレース浜名湖でのレース開催日のみ使用可能です。
- ・角テーブル12台
- ・椅子48脚
- ・ソファ2セット
- ・ソファ用テーブル2台

◎映像・音響設備、調理設備、勝舟投票券発売及び払戻設備の使用には事前申請が必要です。

6. 施設使用料

ROKU^{ロク}の使用料は無料です。

7. 留 意 事 項

①駐車場

ROKUの専用駐車場はありませんので、レース場の一般駐車場をご利用ください。駐車場は共有の施設であるため、事前の確保や占有はできません。また、駐車場満車時において周辺道路等への駐車は禁止となります。駐車場内で事故又は駐車中の車両に何らかの損害が生じた場合、浜名湖ボートレース企業団は一切の責任を負いません。

②飲食

ROKUの使用時における飲食・飲酒は可能です。ただし、飲酒運転等、法令に違反する行為は絶対に行わないでください。また、保健所による飲食店営業許可が必要な場合は、関係法令等に基づく手続きを事前に行ってください。調理設備等を使用する際は、食品衛生関係法規を遵守し、食中毒等の事故・事件の防止に努めてください。

③ROKUの使用上の注意

- ア 係員の指示に従ってご使用ください。
- イ 使用時間を厳守してください。使用時間には、準備や清掃等後片付けを含みます。
- ウ 使用中は、その他のレース場来場者に対して迷惑となるような言動・行動は慎んでください。
- エ 使用中は、秩序維持、使用者の整理・案内誘導等を確実に行ってください。
- オ 使用中（準備、後片付けを含む。）に施設の瑕疵以外で発生した事故・事件の責任は、負いかねます。
- カ 使用後は片付けを行い、ROKUの使用途中に出たゴミはゴミ袋を持参しお持ち帰りください。
- キ 火気の使用や危険物等の持ち込みは一切禁止となります。ただし、調理に用いるナイフ等は事前の申し出により使用することができます。
- ク ペットの持込みは禁止です。ただし、盲導犬等補助犬は除きます。
- ケ ROKUの使用に必要なエリア以外の侵入は禁止です。
- コ ROKU内は禁煙です。喫煙は、施設敷地内の指定場所を利用してください。
- サ 使用者は、故意又は過失により施設・設備・備品を破損し、又は紛失した場合は、その責を負うものとします。
- シ やむを得ない理由によりROKUの使用を中止する場合、速やかに浜名湖ボートレース企業団へ連絡してください。この場合、申込者は、関係する来場者・受講者等への対応について責任を持って行ってください。

8. 使 用 申 請

ROKUの使用を希望する方は、使用希望日2ヶ月前の月初から使用希望日の14日前まで（書類の提出日がレース非開催日の場合、担当部署が休日となり書類の受付ができない場合があります。書類を提出される際には事前にご連絡ください。）に「ROKU浜名湖」使用許可申請書及びに誓約書に必要事項を記入し、申請者ご本人が以下の提出先までご持参ください。電話、FAX、郵便等による受付はできませんので、ご了承ください。

提出先 浜名湖ボートレース企業団総務課 ROKU使用許可担当 TEL 053-594-7111

使用申請の受付時間は、午前10時から午後5時までとなります。書類提出時に、受付者が内容について質問や確認、また申請者のご本人確認のため身分証明書や社員証等の提示を求める場合があります。

初心者教室を希望する場合には、申請書の申込欄に記入してください。

また、同一団体の使用が連続する場合等により当該団体の使用を制限させていただくことがありま

す。

9. 使用許可

ROKUの使用を許可する場合、原則として申請書及び誓約書提出後、7日以内に「ROKU浜名湖」使用許可書を発送します。許可書は、ROKUの使用日当日必ず携帯してください。

申請書に虚偽の記載があった場合や台風等災害の発生が予想される場合には、使用許可を行わない場合又は使用許可の取消しを行う場合があります。

10. 個人情報

浜名湖ボートレース企業団は、必要な範囲内で使用者の個人情報を利用することができるものとし、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合等を除くほか、他の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとします。

11. その他

本要領に定めのない事項及び運営上必要な事項は、事前に浜名湖ボートレース企業団職員へ相談の上、指示に従ってください。

(別表)

使用許可できないものや退室をお願いする場合	
1	ROKUの使用が公の秩序を害する、又は善良な風俗を乱す等、風紀上好ましくないとき
2	使用者が二十歳未満のみであるとき
3	主催者が入場料や参加費を徴収する等、営利を目的とした使用であるとき (参加費が飲食代等の実費負担のみである場合を除く。)
4	騒音、振動及び臭気の発生や使用人数が施設の許容範囲を超える等、施設管理上支障があるとき
5	申請書の記入内容が実際と異なる、又は偽りがあったとき
6	浜名湖ボートレース企業団からの指示や注意に従わない、又は関係法令や本要領に違反するとき
7	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものが関与している場合
8	天災地変や関係各省庁からの指導又はモーターボート競走の運営上の都合その他やむを得ない事由が発生したとき
9	単に舟券を購入し、ボートレースの観戦を目的とする、又はその判断が困難な場合 ただし、浜名湖ボートレース企業団のイベントやPR活動等により浜名湖ボートレース企業団企業長が許可したものは除く
10	使用者が第三者に会場の利用権の全部又は一部の譲渡・転貸のおそれがあるとき
11	その他、使用内容が不適切であると浜名湖ボートレース企業団職員が判断するとき

【問い合わせ先】

ボートレース浜名湖（浜名湖ボートレース企業団総務課） TEL：053-594-7111

附 則

この訓令は、令和3年3月3日から施行する。

附 則（令和4年6月8日訓令第6号）

この訓令は、令和4年6月8日から施行する。

附 則（令和5年11月11日訓令第10号）

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和6年2月25日訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。